平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日	一・〇八
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日	一・〇七
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日	一・〇七
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日	一・〇七
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの日	一・〇六
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの日	一・〇四

二　（略）

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日	一・〇四
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日	一・〇三
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日	一・〇三
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	一・〇四
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日	一・〇三
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの日	一・〇二
（新設）	（新設）

二　（略）

○農林水産省告示第千百七十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三十一条第三項の規定に基づき、令和二年農林水産省告示第三百一号（農薬原体の検査方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後

第１　検査の対象とする農薬の農薬原体等

農薬原体	含有する成分の種類	含有濃度
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）

改　正　前

第１　検査の対象とする農薬の農薬原体等

農薬原体	含有する成分の種類	含有濃度
（略）	（略）	（略）
5－*tert*－ブチル－3－［2，4－ジクロロ－5－（プロパ－2－イニルオキシ）フェニル］－1，3，4－オキサジアゾール－2（3*H*）－オン（別名オキサジアルギル）を含有する農薬原体	オキサジアルギル	980ｇ／kg以上
（略）	（略）	（略）
ベンジル＝4－アミノ－3－クロロ－6－（4－クロロ－2－フルオロ－3－メトキシフェニル）－5－フルオロピリジン－2－カルボキシラート（別名フロルピラウキシフェンベンジル）を含有する農薬原体	フロルピラウキシフェンベンジル	910ｇ／kg以上
	トルエン	2ｇ／kg以下